

長野市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成25年6月4日

長野市監査委員	増山幸一
同	轟光昌
同	松木茂盛
同	高野正晴

第1 監査の対象

- (1) 団体名 長野市消防団
- (2) 所管部局 消防局警防課
- (3) 監査対象交付金等 消防団本部に交付された消防団運営費、ポンプ操法・ラッパ吹奏訓練手当、消防学校入校手当

第2 監査の期間

平成25年4月1日から平成25年5月27日まで

第3 監査の方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成23年度及び平成24年度に執行された補助金等の出納その他の事務のうち、主に平成24年度の出納関係書類等を調査し、団体及び所管部局双方の関係職員から説明を聴取するとともに、実地監査を実施した。

監査に当たっては、その事務が関係法令に基づき、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼を置き、次のとおり着眼点を定めて監査を実施した。

団体関係	所管部局関係
1 事業計画書、予算書及び決算諸表等と市へ提出した交付金の交付申請書、実績報告等は符合するか	1 交付金の決定は、補助金等交付規則及び要綱等に適合しているか
2 交付金の交付申請書の提出及び交付金の請求、受領は適時に行われているか	2 交付金の交付目的及び交付対象事業の内容、条件は明確か。また、公益上の必要性は十分か
3 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、交付金が交付対象事業以外に流用されていないか	3 交付金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か
4 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か	4 交付金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか
5 交付金に係る収支の会計経理は適正か	5 交付金の交付団体への指導監督は適切に行われているか
6 会計処理上の責任体制は確立されているか	6 交付金の交付目的や効果等から判断して、統合等の見直しをする必要のあるものはないか
7 精算報告等は適正に行われているか その他条例、規則等に基づいた事務処理をしているか	その他財務規則等に基づいた事務処理をしているか

第4 監査対象団体の概要

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関の一つである。長野市消防団は、「長野市消防団の設置等に関する条例」により設置され、消防団本部（以下「団本部」という。）と74分団で編成する方面隊で組織されている。消防団員は、非常勤の特別職地方公務員（地方公務員法第3条第3項第5号）で、他に職業を持ちながら、火災や風水害等の災害、有事の際など消防活動に従事するとともに、平常時においては訓練や防火啓発・指導等を行っており、地域防災上重要な役割を果たしている。

(1) 定員等

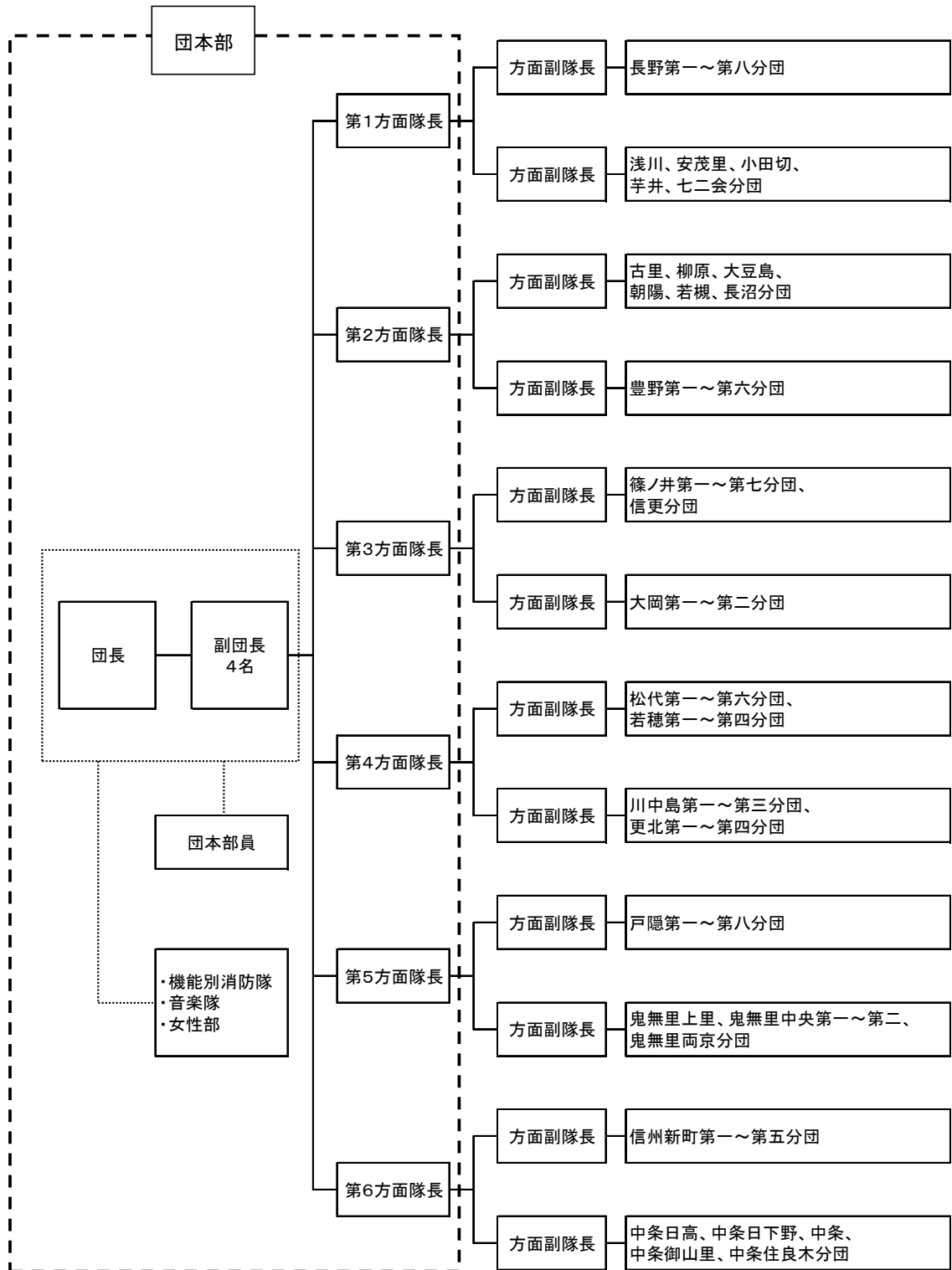
消防団員の定員は、「長野市消防団員の定員及び任用等に関する条例」において3,430人とされており、平成25年4月1日現在、3,423人の消防団員が所属している。階級別定員と実員の内訳は、次のとおりである。

(単位 人)

職名	階級名	定員	実員
団長	団長	1	1
副団長	副団長	10	10
方面隊長			
方面副隊長	分団長	75	75
分団長			
音楽隊長			
副分団長	副分団長	78	78
副音楽隊長			
部長	部長	187	187
班長	班長	489	488
団員	団員	2,590	2,584
合計		3,430	3,423

※職名、階級名及び定員は、「長野市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則」による。

(2) 組織（平成 25 年 4 月 1 日現在）



(3) 交付金等交付実績

平成 23 年度及び 24 年度に、団本部へ交付された交付金額は、次のとおりである。

(単位 円)

交付金名称	交付金額	
	平成 23 年度	平成 24 年度
消防団運営費	4,173,045	5,202,865
ポンプ操法訓練手当 ラッパ吹奏訓練手当	2,100,000	2,260,000
消防学校入校手当	120,000	112,000
合 計	6,393,045	7,574,865

ア 消防団運営費は、消防団の運営に要する経費に充てるために交付されるものであり、団割、団員割、団長及び副団長割等で算出される。

イ ポンプ操法・ラッパ吹奏訓練手当は、消防技術の向上と消防活動の基本を養うために、各大会へ出場する分団等の数に応じて算出される。

ウ 消防学校入校手当は、消防団の高度かつ専門的な活動に応えるために、長野県消防学校等へ入校する人数に応じて算出される。

第 5 監査の結果

団本部へ交付された交付金について、監査したところ、出納その他の事務の執行において、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事例については、次のとおりである。

(団体関係)

1 団本部の会計処理基準について作成すべきもの

平成 24 年 4 月に改正した「長野市消防団経理基準」(以下「経理基準」という。)は、分団、音楽隊及び女性部の会計処理方法を統一したものであり、団本部の会計処理については謳われていない。現在、団本部の会計処理基準については、明確に整備されたものがない状況である。

適切な執行は、明確な基準のもと行われるものであるから、早急に会計処理基準を作成されたい。

2 会計処理上の責任体制を整備すべきもの

運営費の収入・支出伺命令書において、主務者及び決裁者が警防課職員となっており、書類上、消防団長の決裁行為が確認できなかった。消防団長への伺いは、口頭で行っているとのことであるが、会計処理上の責任体制が明らかにできる書類を整備すべきである。

早急に改善されたい。

3 収入について

(1) 戻入処理を適正に行うべきもの

旅費や研修費の過誤払分において、歳出した科目に戻入せず、歳入の雑入とし収入処理している事例が散見された。

過誤払分を返納するときは、当該支出した経費に戻入するよう適正な処理を行われたい。

(2) 適切な収入科目を設けるべきもの

長野県消防協会や共済基金等、他団体からの各種助成金の収入において、収入科目を雑入とし処理している事例が見受けられた。雑入とは、他のいずれの科目にもあてはまらないものを管理するための科目であり、特定事業に対する各種助成金は、会計上、区分することが適切である。

予算編成時に見込める歳入については、適切な科目を設けられたい。

4 支出について

(1) 領収書等（証拠書類）を整備、保存すべきもの

分団へのポンプ操法手当、ラップ吹奏訓練手当の支出において、受領の確認できる書類が添付されていなかった。消防団長から分団長へ、現金で手渡しているとのことであるが、収受を明確にするための受領書等が必要である。

また、弔慰金の支出において、支払を証する書類が添付されていなかった。領収書が徴取できない場合は、目的に沿った支出であることを証するための支払証明書を作成することが適切である。

受領書や支払証明書等証拠書類の整備、保存を徹底されたい。

(2) 適切な科目から支出すべきもの

団本部会議や研修の昼食代を雑費から支出している事例が見受けられた。雑費は、他のどの科目にも当てはまらないものや一時的な費用で特に科目を設ける必要のないものについて管理するための科目であり、当該経費は、会議費や食糧費から支出すること

が、会計管理上適切である。

予算編成時に、あらかじめ必要な科目等を設け、適切な科目から支出するよう努められたい。

(3) 別会計を適正に管理すべきもの

タクシーの使用料において、使用料金等の把握に便利であるという理由から、「タクシー会計」を別口座で管理し、毎月の使用料金に関わらず、一定金額を定期的に「タクシー会計」へ入金していた。しかしながら、「タクシー会計」において収入・支出伝票の作成及び決裁行為、決算報告及び年度末の繰越処理が行われていなかった。

会計管理を適正に行われたい。

5 分団の経理基準等の整備について

分団における会計処理の統一を図るため、平成 24 年 4 月に改正された経理基準の主な変更点は、次のとおりである。

ア 帳簿及び決算書類等の処理方法、様式を全分団統一する。

イ 収入及び支出処理は、原則として指定する項目で行う。

ウ 会計監査は、方面隊長が実施後、副団長の再監査を受ける。

消防団長へ提出された 74 分団の平成 24 年度決算書、監査報告書及びその他の添付書類について、改正された経理基準に基づき適正に実施されているか確認した。

(1) 提出すべき決算書類等を明確に記載すべきもの

決算書については、概ね経理基準に定められた様式第 3 号で提出されていたが、金銭出納帳（様式第 1 号）及び通帳の写しを添付していない分団が見受けられた。経理基準には、消防団長へ提出すべき決算書類等について具体的に記載されていないが、金銭出納帳や通帳の写しは、方面隊長及び副団長が確実に会計監査を実施したことの証拠書類でもある。

消防団長へ報告する会計監査報告書に、提出すべき決算書類等を経理基準に明記されたい。

(2) 照合結果について確認すべきもの

経理基準第 6 の 2 「正副会計担当は、原則として毎月 1 回は正副分団長と、通帳、金銭出納帳及び貼付用台帳の照合を行うものとする。」と規定しているが、照合結果については、書類上確認できなかった。

正副分団長が照合したことを、団本部で確認できるよう検討されたい。

(所管部局関係)

1 消防団運営費の交付要綱等の作成について

消防団運営費は、消防団の運営に要する経費に充てるための交付金であり、その交付額は予算の範囲内で交付している。しかしながら、いずれの交付金についても、交付要綱及び要領等は作成されていない。

交付金の妥当性や効果の確認をするためにも、基準となる交付要綱等の作成について検討されたい。

2 旅行命令書を適正に作成すべきもの

松本市で行われた研修会へ職員と団本部員が参加するにあたり、旅行命令書が作成されていなかった。また、消防団主催の視察研修旅行（1泊2日）への同行旅行において、旅行命令書の職員課合議がされていなかった。

旅費の手引きに基づき、適正な事務を行われたい。

第6 意見

団本部の会計処理については、前段で指摘したとおり会計処理基準が整備されていない。については、明確な基準を設けることにより、改善すべき内容が明らかになることから、会計処理基準の作成は急務である。

分団の会計監査については、平成24年4月に改正した経理基準に基づき、方面隊長及び副団長の監査が実施されたことを確認した。今後とも、団本部が分団に対し、また、消防局が消防団に対し、適切な指導監督体制のもと、更に実効性のある監査となるよう経理基準の見直しを継続されたい。

現在、団本部と市消防局の会計処理事務を同じ職員が担当し、事務量も膨大なものとなっている。団体、市の会計を区分し、適正な会計処理事務及び事務の軽減を図るために、団本部専任の会計事務担当者の配置等体制の整備を検討されたい。

消防団交付金は公金であることを認識し、消防団としての明確な基準のもと、適切な執行に努められたい。